

情報掲示板

文字の見方

時 = 日時 対 = 対象 費 = 費用 申 = 申込方法
場 = 場所 内 = 内容 問 = 問合せ先

相談

相談	日時	問合せ先
① 弁護士による 京都市民法律相談 ※予約(問合せ先に電話または来所) 相談日の週の月・火曜日9:00~17:00 相談日当日9:00~14:45 ※定員12名(先着順)	毎週水曜日 (閉庁日を除く) 13:15~15:15	区まちづくり推進担当 (☎592-3088)
② 無料行政相談	4月8日(木) 13:30~16:00	区まちづくり推進担当 (☎592-3088)
③ 司法書士による 無料登記・法律相談	4月13日(火) 13:30~15:30	京都司法書士会 (☎255-2566)
④ 行政書士の市民 困りごと無料相談	4月20日(火) 13:30~16:00	京都府行政書士会 第6支部事務局 (☎692-2500)
⑤ こころの相談 (精神保健福祉相談)	毎月第1~4 金曜日 (閉庁日を除く) 13:30~15:00	区障害保健福祉課 (☎592-3479)

※①~④は山科区役所2階 第2会議室、⑤は山科区役所1階 障害保健福祉課相談室で実施
※相談時は必ずマスクを着用してください。

保険・年金

■国民健康保険からのお知らせ

就職、引越しのときは国保の届出をお忘れなく
次のようなときは、該当したときから14日以内に保険年金課へ届出をしてください。

【国保に加入する届出】

- ① 職場の健康保険や国保組合をやめたとき
 - ② 市内に転入したとき
- ※届出が遅れても、保険料は国保の被保険者となった月まで遡って納めていただけます。

【国保を脱退する届出】

- ① 職場の健康保険や国保組合に入ったとき
 - ② 市外及び国外に転出するとき
- ☎ 区保険年金課 資格担当 (☎592-3105)

■国民健康保険、後期高齢者医療制度からのお知らせ

● 令和3年2月に令和2年度保険料を特別徴収(年金からの引落とし)により納めていただいている方は、原則、令和3年度分保険料も引き続き特別徴収により納めていただけます。

4月、6月、8月の各月は、令和3年2月と同額を特別徴収により納めていただき(これを「仮徴収」といいます)。国保は6月に、後期高齢者医療制度は7月に決定する年間保険料の額から仮徴収額を除いた額を10月、12月、令和4年2月の3回に分けて納めていただくこととなります(これを「本徴収」といいます)。

☎ 区保険年金課 資格担当 (☎592-3105)

● 今月は、令和2年度分保険料の最後の納付月です(特別徴収を除く)。

納付書で保険料を納付されている方は、これまでの分も含め、納付忘れにご注意ください。

☎ 区保険年金課 徴収推進担当 (☎592-3107)

健康・長寿

■“お口の健康”忘れないでね! 成人・妊婦歯科相談

一度、お口の健康をチェックしてみませんか? お口のことでも困ったことがあればご相談ください!

※歯科医院の紹介・ご相談はお受けできません。

時 3月26日(金)9:00~10:30

場 山科区役所1階 健康長寿推進課

対 18歳以上の方、妊産婦の方

申 不要 費 無料

☎ 区健康長寿推進課 健康長寿推進担当 (☎592-3222)

子育て

■ひとり親家庭自立支援給付金事業等について

京都市ではひとり親家庭の親を対象※とし、就業に向けた能力開発のため、1~4の給付金事業等を実施しています(いずれも所得制限あり)。詳しくは ☎ までお問合せください。※4のみひとり親家庭の親及び児童が対象

1 自立支援教育訓練給付金事業

厚生労働大臣指定の教育訓練講座を受講した場合に、受講費用の最大60%(上限20万円※)、下限1万2千円を支給します。必ず受講前に申請してください。

(※) 専門実践教育訓練給付金の指定講座を受講する場合の支給上限額は、最大80万円(20万円×修業年数(最大4年))

2 高等職業訓練促進給付金等事業

看護師、介護福祉士等の資格取得のため、法令の定めによる養成機関で1年以上の課程を修業する場合、修業期間中(上限あり)に給付金を以下のとおり支給します。

	給付金(月額)(※)	修了支援給付金
市民税非課税世帯	10万円	5万円
市民税課税世帯	7万5000円	2万5000円

(※) 修業の最終1年間は、月額4万円が加算

3 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

2を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指す場合に、高等職業訓練促進資金として、入学時に入学準備金(貸付限度額50万円以内)・就職時に就職準備金(貸付限度額20万円以内)を貸付します。返還金利率は、連帯保証人がいる場合は無利率、いない場合は年1%となります。次の①と②のすべての要件を満たすと、返還金は免除されます。

- ① 養成機関を修了し、かつ資格取得した日から1年以内に就職
- ② 京都府内等において、取得した資格が必要な業務に5年間従事

4 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合、受講修了時及び合格時に受講費用の一部を支給します。

☎ 区子どもはぐくみ室 子育て推進担当 (☎592-3247)

福祉

■京都市重度障害者タクシー利用券の継続交付について

3月25日(木)から令和3年度分のタクシー利用券の交付申請ができます。利用券は、1月当たり4枚を基準に、申請月以降の分をまとめて交付します。5月以降に申請すると、交付枚数が減りますので、ご注意ください。なお、令和2年度利用券の有効期限は3月31日(水)です。

申請に必要なもの

- 1 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
(お持ちの全ての手帳を提示してください。)
 - 2 印鑑(スタンプ印は不可)
- ☎ 区障害保健福祉課 (☎592-3479)

お知らせ

■愛犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ

毎年、4月に小学校等の会場で実施している狂犬病予防集合注射については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止とします。

犬の飼い主は、狂犬病予防法により、飼い犬に年1回の狂犬病予防注射と生涯1回の登録を受けさせることが義務付けられています。必ず、お近くの動物病院で飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせてください。

☎ 市医療衛生センター 南東部方面担当 (☎746-7213)

■引越しのご連絡はお早めに!

引越し等で水道の使用を開始又は中止される時は、あらかじめ(およそ1週間前までに)ご連絡をお願いします。

☎ 市上下水道局 東部営業所 (☎592-3058 FAX501-1746)

山科図書館 (☎581-0503)

■おたのしみ会

時 3月20日(土・祝)11:00~

内 絵本の読み聞かせ他

■外国語で遊ぼう!

時 3月27日(土)14:30~

内 外国語の歌や絵本の読み聞かせ他

■子ども読書の日記念事業 赤ちゃんの会 一だっこくらぶ

時 4月5日(月)11:00~

内 絵本の読み聞かせやふれあいあそび他

■子ども読書の日記念事業 外国語で遊ぼう!

時 4月10日(土)14:30~

内 外国語の歌や絵本の読み聞かせ他

■子ども読書の日記念事業 おたのしみ会

時 4月17日(土)11:00~

内 絵本の読み聞かせ他

■子ども読書の日記念事業 0才からの絵本コンサート

時 4月18日(日)11:00~

内 京都堀川音楽高等学校の生徒による楽器の演奏と図書館職員による絵本の読み聞かせ

定員 30名 ☎ 来館または電話にて申込

■子ども読書の日記念事業 赤ちゃんの会 トコトコくらぶ

時 4月19日(月)11:00~

内 絵本の読み聞かせや手あそび他

■テーマ図書の展示と貸出

3月 一般書「映像化された本」児童書「ともだち」

4月 一般書「新しい生活」児童書「おでかけ」

移動図書館 (☎801-4196)

■「こじか号」巡回

3月22日(月)

10:00~10:50 場 西野山分譲集会所前

11:10~11:40 場 山階南小学校

13:00~13:40 場 陵ヶ岡小学校

3月31日(水)

10:00~10:40 場 大塚小学校

11:00~11:40 場 大宅小学校

東部文化会館 (☎502-1012)

■京都市文化会館5館×ロームシアター

京都連携事業「KUUKI」

時 3月24日(水)①11:00~ ②15:00~

内 クロマチックコーデオンの生演奏とダンスパフォーマンスによる公演

対 0~18ヶ月の乳幼児とその保護者 定員 40名

費 大人:1,000円 乳幼児(0~18ヶ月):300円

(東部文化会館窓口、京都コンサートホール及びロームシアター京都でチケット販売中)

春の全国交通安全運動

運動期間 4月6日(火)~4月15日(木)

スローガン **京の春 目と手で合図 ゆずり合い**

運動の重点

- 子どもと高齢者をはじめとする歩行者の安全の確保
- 自転車の安全利用の推進
- 歩行者等の保護をはじめとする安全運転意識の向上
- 二輪車の交通事故防止

子どもを交通事故から守ろう!

進学や就職の準備や春休み等で行動が活発になる時期です。いつもより慎重に行動し、交通事故防止に努めましょう。

<注意すること>

- ・ドライバーは、住宅街や小学校、公園の近くなどでは特にスピードを控え、飛び出し等に備えましょう。
- ・保護者は子どもと道路を歩く機会を作り、安全な行動が身につくよう、繰り返し教えましょう。
- ・子どもは大人のまねをします。周りの大人が正しい手本を示しましょう。

問合せ 山科警察署 (☎575-0110)